

佐渡に残る修験資料 (二)

神田 より子

資料翻刻に当たって

本報告は昨年度⁽¹⁾に引き続き佐渡に残る修験資料を取り上げる。資料は佐渡相川町史編纂室が収集した修験文書である。

筆者の佐渡における研究の目標は、昨年度の報告にも述べたとおり、佐渡における近世期の巫女の姿の解明にある。それは恩師である萩萩原龍夫先生の著作『巫女と仏教史』⁽²⁾の後編を書いてみたいと考えての事であった。萩原先生は御本の中で、中世期の記録に基づいて、佐渡に渡った熊野比丘尼に言及しておられる。近世期にこれらの巫女の末裔が、佐渡でどのような宗教生活を送っていたのか、未だに解明されていないからである。

筆者はここ一〇年以上にわたり、南部岩手の巫女を追いかけてきた。彼女たちは近世期には修験道の組織に所属していた。そして明治期の神仏分離令、修験道廃止令

を乗り越えて今に生き続けている⁽³⁾。

以上のようなプロセスを経て、近世期の佐渡における巫女に興味を持ったのである。

近世期の佐渡では、巫女をめぐる、吉田神道家と当山派修験との争いが起こった。そしてその顛末を記した「佐渡国当山派修験神子一件」⁽⁴⁾という文政二年の記録が内閣文庫に残っている。この文書を利用して柳田国男は「巫女考」⁽⁵⁾を著わし、宮本架斐雄は「修験道と巫女——佐渡における修験道所属の巫女を中心に——」⁽⁶⁾を著わした。筆者は右の二著作の影響を受けて、佐渡における修験道所属の巫女の姿の解明から始めようと考えた。

その際、巫女のみを追いかけていたのでは彼女等の所属組織の実体がわからず、それでは巫女自体の解明にもつながらない。そこでここでは資料捜査と研究の幅を広くとって、巫女に関わる組織の解明を目指すこととした。だから佐渡において、巫女が所属していた修験道当山派、

本山派のみならず、吉田神道などの宗教組織の解明も試みてみたいと考えたのである。

こうした問題意識を持ち、資料収集を始めた。今はまだその全体像がつかめないのに、資料がバラバラの感は否めないが、将来的には近世期における佐渡の巫女の全体像の解明を目指してゆきたいと願っている。それ故今回の報告資料は巫女とはまったく関係のないものであるが、あえて掲載することとした。また来年度は修験道資料に限らず、神社資料なども紹介してゆきたいと考えている。

参考文献

- ①神田 より子「佐渡に残る修験資料(一)」『敬和学園大学紀要』第三号 一九九三
- ②萩原龍夫『巫女と仏教史』昭和五八年 吉川弘文館
- ③神田 より子『神子の家の女たち』平成四年 東京堂出版
- ④文政二年「佐渡国当山派修験神子一件」内閣文庫蔵
- ⑤柳田国男は「巫女考」『定本柳田国男集』第九巻 筑摩書店
- ⑥宮本袈裟雄「修験道と巫女―佐渡における修験道所屬

の巫女を中心に―」桜井徳太郎編『日本宗教の正統と異端』昭和六三年 弘文堂

凡例

- 一 ここに取り上げる資料は、佐渡相川町史編纂室が収集した修験の文書である。判明しているものはその所蔵者を各文書の初めに「 」で示した。
- 二 文書の配列は年代順とし、年代が不明のものは最後に置いた。
- 三 用字は原則として原文のままとした。ただし「佐渡江」は「佐渡え」、「佐渡ゑ」は「佐渡より」、「佐渡三而」は「佐渡ニて」、「何茂」は「何も」、「然者」は「然は」のように書き直し、「而已」「歟」「哉」はそのままの字体とした。また原文に「構」「亘」「亘」とあるものは「構」「宜」「事」と改め、また変体仮名も普通の仮名に改めた。
- 四 当て字は原則として改めなかったが、とくに難読のものには正字を(―カ)と傍註した。
- 五 明らかに誤りと思われる部分や疑わしいものは原文のままとし、(ママ)(欠カ)などの傍註をいれた。
- 六 虫喰い、破損部分、難読の部分は相当字数を

で示し、次数不明の場合は「一」で示した。
 七 敬語のための欠字、改行はすべて一字欠字とした。
 八 本文には句点はないが、読みくだしやすくするため、
 適当に句点をいれた。
 九 地名・人名・職名など、二箇以上併記してある場合
 には中黒丸(・)を打った。

(一)

一 居屋敷（若狭八幡）

雑太郡上相川

熊野山聖王寺

常学院

本堂（三間）

本尊熊野権現

庫裏（二）

式本門

開基慶長三戌年秀信末流清音居住、不知知同人弟子三
 拾七人、当国渡海之内伊勢国産常学院ト申山伏、上相
 川九郎左衛門町ニ住居仕度、京都六角住心院末ニ相成
 申候

一大白山稻荷明神 本社（三）

別当 同院

右は宝曆二申年建立仕候

(二)

願主
 大白山甚五右衛門
 山師味方与太夫
 金銀山御祈禱先年より相勸申候

指上申済口証文之事

雑太郡小倉村於物部神社、当酉二月河原田諏訪町蓮花
 院護身法付授執行仕候所、授者之儀ニ付長谷村長谷寺兩
 家遍照坊并慶藏坊、右蓮花院ト及出入ニ双方より上訴仕
 候ニ付、先御在勤より当御在勤迄御奉行様御吟味御座候
 所、相川法界寺・総源寺取扱内済為仕度、乍恐奉願候所
 被仰付難有奉存候、依之取扱之訳真言宗之儀は祈願を相
 兼、護身法をも伝法致来候所、右返照坊直旦那共修験之
 師を求致伝法候儀は、師且之筋ニ不相叶故、其法儀之所
 は可相尋之道理ニ候得共、穩便之沙法為不成、御大方之
 宗判を差支且及難言ニ候所は恐慮不少之儀、然ニ修験之
 一派は定て旦那無之、任其婦依ニ無憚所護身法祈念等相
 勤候儀は不及異論ニ候得共、若一印一明ニても付授有之
 割は暫祈念一通之表ト同格ニは難申故、護身法等之伝授

ニ至ても授者ニ付故障無之哉之所念之継候分は、諸家一流之通規ニて、敢て修驗家之掟ニも障間敷之訳、然ニ右宗法ニ拘り及出入ニ候所は共ニ利害を可存之旨取扱双方納得、此以後護身法授者等之儀異乱無之様相互ニ指心得、弥面々之法式ニ不相障和順を以相勤可申積り、尤返照坊・慶藏坊旦那宗判差除置候所、此度帰旦之割は此者共以來別て為心得之一札を以宗判相頼候上ニて、則宗旨請印仕、且又蓮花院えも前々之通可致懇意ニ之旨書付相渡、右之通双方得心之上和融仕、少も申分無御座内濟仕候、尤追て為不及諍論ニ、双方并授者共より以來少も出入ケ間敷儀御願不可申上候、為其願方相手方旦那共并取扱人連印濟口証文差上申所仍て如件

明和二年酉十月

小倉村授者

八右衛門 印

同所

佐兵衛 印

同所

惣右衛門 印

同所

五郎作 印

同所

安左衛門 印

同所

覚兵衛 印

同所

太郎平 印

村役人

儀左衛門 印

名主

十五郎 印

河原田諏訪町

蓮花院 印

相川友白町

袈裟頭 大行院 印

長谷村

慶藏坊 印

同所

泉藏坊 印

同所

返照坊 印

同所

本寺 長谷寺 印
 相川下寺町
 取扱人 法界寺 印
 同所山之神
 同 総源寺 印
 御奉行所

(三)

一筆啓上仕候、向暑候得共益御勇健被成御座、珍重奉存
 候、隨て佐州本山修験觸頭千手院死去仕候付、看坊院代
 之儀以別紙奉申上候間、何卒格別之御儀を以夷子仙教、
 年頃罷成候迄延命看坊院代被仰付被下、佐州方御奉行所
 へ御添翰被下置候様仕度奉願候、猶斯後慶其時候、恐惶
 謹言

天明元年丑閏五月日

千手院

家内 延命
 仙教
 常学院

住心院
 小嶋大式様

(四)

以別紙啓上仕候、佐州雜太郡川原田町本山修験觸頭千手
 院儀、当三月八日二年六十才にて頓死仕候、夷子仙教義、
 当年漸七才ニ相成、至て若輩故、御公儀方始法中用向弁
 兼候ニ付、今般千手院且下始御願申上候儀ハ、千手院外
 服延命ト申、当丑二十二才ニ罷成候弟子御座候て、行法
 をも吞込罷有実躰成者ニ御座候、此者え仙教儀院跡相統
 義御願申上候迄ハ看坊院代共被仰付被下様奉願候、尤右
 延命血筋之儀ニ候得は、此僧え院跡可奉願儀ニ御座候得
 共、面部之内ニ痛有之、少シ不具にて御座候故、先千手
 院儀も御本寺表・御公辺共奉憚、隠居相統之儀ハ御願不
 申上候、且法中之内にてハ千手院厄介養育之所、彼是差
 障候事共有之候てハ難義ニ奉存候間、格別之御儀を以仙
 教儀院跡相統仕候迄、右延命看坊院代之儀被仰付候様奉
 願候、扱又申上候も奉憚候得共、先千手院より五代已前
 日光院様ト申は、小嶋大式様之御家より御相統被下、由
 緒正數御事にて、夫より順々相統仕、殊ニ当三月致頓死

候千手院義、常学院叔父故難逃儀にて、何卒家内取続仙
教院跡相統之儀心願仕罷有候間、十五六才ニ罷成候迄ハ
家内為養育延命看坊院代共被仰付、佐州御奉行所之御添
翰被下置候様、御慈悲之御評詔奉願上候

一 千手院死去仕候ニ付、院代跡之儀、直院拾八人段末
共数度寄合様々評定仕候得共、何れも自分々之得手勝
手而已申て、今以相統不仕儀ニ御座候間、前書之通看
坊院代ハ千手院内之者相勤候義ニ被仰付被下候得は法
中違背ニ不及筋、其上千手院且下之者も院内より之院
代ヲ相好く義にて奉存候上ハ、何分右之通被仰付候様
御願申上候

一 千手院下法中佐州表より其御地え罷出諸願仕候節、
千手院添翰無之願書一切御取用被下間敷候、右之儀申
上候ニも不及御事ニ御座候得共、此節之儀故猶又申上
置候

右は御内々奉申上候間、何卒願之通被仰付、早速御添翰
之儀共宣御沙汰被成下候様奉願上候 以上

天明元年丑閏五月日

家内兩人

千手院

法類

小嶋大式様

尊下

常学院
定光院

(五)

乍恐書付を以奉申上候

一 拾ヶ年以前本寺表より千手院用事有之ニ付、数度申参
候へ共、上京不仕候ニ付、直院中へ添鑑参候間、千手
院へ掛合候得ハ、此方上京仕候得ハ其方達ニ及不申候
迎早速上京仕、諸用相済申候、右ニ付直院之者上京不
仕候不調法も無御座候、先例より右之趣にて千手院斗
りにて本寺表御用筋相済候事ニ候、此度之儀も千手院
觸頭院故願之儀ニ御座候へハ、外之者共ニハ及不申候
先格ニ御座候間、本寺表之用筋無御座候

一 前々より本寺表の條目ニ二季之御手当として歳暮・年
頭之納錢御座候処、去冬より半金より外ニ出シ不申候、
此義本寺表之下知も無御座候処、如何之訳ニ候哉、本
寺表へ罷越申達シ度奉存候

一 千手院觸頭之儀、直院之内にて三年持ニ仕度趣にて、

数度寄合等仕候、全躰有坊・延命末修行ニ御座候間、手輕ク存種々企等有之混乱ニ為及候者共ニ御座候故、か様ニ取斗ひ申候、依之上京仕入峯、拙僧共上京仕候上ニて本寺之御指図次第第二出世仕度奉存候、右申上候通数代勤可仕奉存候、是迄御山伏仕候者共御座候上来り候觸頭ヲ廻職ニ致度と申企ニ御座候間、願書を以本寺表へ奉願度奉存候間、綴令本寺表より添鑑有之候共、右躰之企仕候者共ニ御座候間、拙僧共帰国仕候迄出御判御留被置被下候様何分奉願候、（通判）右之趣少も相違不申上候 以上

天明三卯年三月

常学院

延命

御奉行所

出御判之儀ハ綴令本寺之添鑑御座候へ共、慥成者ト申上奥印仕候儀相成不申候、拙僧共帰国次第相糺出御判等御願可申上候、為其書付奉差上候 已上

(六)

乍恐書付を以奉願上候

今般御本山方修驗常学院奉申上候儀は、大工町正善院事、其身不相応之勤方、折々御平候故、拙僧儀は法中殊二類院ニ御座候ニ付、如法之理解申聞候得共、右正善院儀は矢張悪様ニ心得罷在候て、拙僧之申候様は、私儀は一寺現住候上は諸事差図ニ不及ト申募り、何事を談事合候ても相用不申候、依之法中丸合ニ難相成候、殊ニ以御公儀様御作法、御本山御條目等も難弁者故、不得止事、混雜仕候て申合等不届行難儀至極ニ奉存候故、当年番役法教院之相届候て、此末法中申合等届行候様致度ト願出候得共、一句取用ひ不申候、法教院義も右正善院同様悪様ニ相心得、一切得心無御座候得共、御公儀様奉恐入候故、頭役ニは御付候得共、種々理解申聞候ても如何相止候哉、此儀 御上を不憚奉申上候も奉恐入候得共、格別之御儀を以双方御召出之上、右正善院 御上之御作法は不及申上、頭役前官之者共之如法実躰ニ相勤候様御糺明之上被仰付下置候ハ、難有奉存候 以上

文政五年七月

本山方修驗

常学院

判

御奉行所

(七)

以書面を奉申上候

拙僧養弟子榮源義、去ル四年以前ニ新保村持明院之名跡ニ差出候処、御承知之通当春御当院之上看房職被仰付、難有罷在候処、此度右持明院家内混雜仕候故、榮源義も暫拙宅え引取様子勘見候処、本寺勝藏院より拙僧之無沙汰ニて、同院送ニ去送相添、当四月態々飛脚ニ差遣シ候、右ニ付不縁之義は不苦候得共、右榮源義は二代分ニは無御座候、看房職ニ御座候得は、一持現住御座候、然処無沙汰ニて送等差遣候義は如何相心得候哉、難斗候、俗同様之取斗ひ、左候ては聞風も不宜、然共御当院之御届之上御聞濟御座候て、右勝藏院左様成致取斗ひ候哉、事ニ拙僧当年は役中上、此末法中一結之不取締ニ相成候、依難捨置候故右之一件書面ニて御届奉申上候、右勝藏院御召出之上修驗道御作法之通取斗ひ候様双方え被仰付被下候様仕度、猶又右勝藏院之申口ニより候得は、御本山迄御訴申上度、右之趣御承知之上願之通御見役被下候様奉願上候 以上

文政十三寅年六月

相川役院

御本山

御役所

常学院 判

(八)

本山方修驗相川役院之者共奉申上候、在修驗共相川役院御差止メ再応願出候之義は、拙僧共拾五ヶ年此方役院御立置ニ相成、被仰付候儀ヲ拙僧共所居之様ニ役院ニ相成、此方相心得在仕候様に相見候、其儀は京都本山役所迄も歎願ニ偽りケ間敷事申置、則本山より之返簡両度到来仕候て、頭職之用箱ニ御座候間、是等之義ヲ御見察被下候得は、事相分り申候、全在修驗共之義は御公儀様之不恐御様子、勝手榮促之願等も申出候、拙僧共吟味之故不宜願ニ候得は、調印不仕候義杯も一両度も有之候ニ付、於近年願事ニ入用杯多相掛り候杯ト申之候得共、御尋御座候得は、拙僧共より委敷奉申上候、左様成義は無御座候、猶又近年在修驗共不如法成義杯有之ニ付、頭職之義は一年限り相勤鼻負ケ間敷取斗い杯も俱有之候ニ付、拙僧共は役院之事故行違等有之候ては対 御公儀様え、御本山迄も奉恐入候上、締方宜敷申成し候儀ヲ却て憤り、

彼是申募り、何共気毒奉存候、并在修験憤り候義ヲ委敷御尋御座候得は、臣細申上候、在修験は役院御差止メ願出候ニ付、拙僧共御本山頭職之者共より、兩度伺候御返簡写相添奉差上候、御見察之上御憐愍之御定奉仰候 以上

文政十三寅年八月

(九)

御請書写

本山修験之義、自身引導可取行旨元祿・享保度以来度々本山京都住心院より申来候所、等簡ニ打過候段心得違ニ付、向後堅く法式可相守旨去秋改めて達書差越候間、其段奉願候処、菩提寺対談之上否可申上旨被 仰渡候ニ付、夫々及掛合候所、修験六十八ヶ院・菩提寺四十七ヶ寺之内三ヶ寺は得心いたし、残四十四ヶ寺対談難相調候間、御奉行所におひて御利解被仰聞候、若又は離且可致旨御觸流被成下候様願上候所、一派引導之義当職并跡相統可致者は不苦候得共、宗判受来候菩提寺へ尔談之上得心無之候ては難相成、尤御奉行所より被仰付候筋ニは無之、曾寺檀納得之分は一派引導被聞濟候旨被仰渡奉畏候、仍御請書如件

弘化五申年三月六日

本山方修験惣代

大工町 法教院

年番袈裟頭

青□村 教法院

御奉行所

(十)

猶々其表御奉行所え此書状箱御差出可有之候、且千手院親類え之沓封其又御達可給候 以上

申達候、然は觸頭跡役之儀ニ付、去年六月中差出候書状極月其表え相達候旨、右ニ付早速法中集会尔談之中間之内兩三輩上京之覚悟ニ候処、千手院看守延命彼是差障候ニ付、上京難相成之旨委曲為申登候書状当月朔日相届令落手候、然ル処又候惣法中連印之口上書、此度態々飛脚を以為差登令落手、則披見候処、法中之内今度觀行院・万福院・勝蔵院・大衆院、右四人上京之誓治定候ニ付、国元出判之儀御奉行所え相願候ニ付、右延命坊え請印致吳候様各より申入候処、延命并常字院右出判ニ差障候旨、

依之上京難相成之由令承知候、夫ニ付申違候は、當時無役之千手院ニ候処、何故請印之儀各より申入候哉、此儀拙者共不審ニ存候、延命え不差構、直様御奉行所え出判之願罷出、随分可相濟儀ニ候、去六月中申達候通仙教幼年、其上看守ニては御役儀難被仰付候段申達候事ニ候、左候得は出判之儀ニ付、延命より相障候筋無之筈ニ候、各心得違ト存候、但於其国千手院請印無之候ては出判相叶不申候哉、国法之儀は不存候、何れニも觸頭役之人躰不致治定候ては御用之差支ニ候、得ト勘弁之上此上早々上京可申候、則御奉行所御役人中え此度右出判之儀願上候ハ、早速相濟候様御取斗被遊候様頼遣候間、左様承知可有之由延命方えも前書之趣今般申達候事ニ候、此度為飛脚為差登候僧、乍他宗修驗法中之様子有増覚悟も可有之哉ト存、相招及面会相尋候得共、今一段口舌相分り不申候為可申達如此候不宣

五月八日

小嶋治部法眼

春善（花押）

佐渡国

惣修驗中

猶以本書之趣ニ候間、出判之儀直様被願出可然存候、且延命并親類、修驗中御用之儀有之候間、早々上京候様令被申達候事ニ候、内藤兵部義、献上為御使江府え罷越候条、不能連名ニ候 以上

右之状癸卯五月十七日至来ニ付、法中立合之故開封仕候 以上 畑野万福院宅ニて

終わりに

翻刻に当たり、資料を提供くださった宮本袈裟雄氏、所蔵資料の翻刻をこころよく許可してくださった佐渡相川町史編纂室、また資料解説に協力してくださった宮古市教育委員会の岸昌一氏に心より御礼を申し上げます。